

## 定期監査の結果に関する報告の公表について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第199条第4項の規定により、鳥取県西部広域行政管理組合監査委員監査基準に従い実施した定期監査の結果に関する報告について、同条第9項の規定により、次のとおり公表する。

令和7年8月28日

鳥取県西部広域行政管理組合  
監査委員 播間匡広  
監査委員 今城雅子

### 1 監査の種類

定期監査

### 2 監査の対象

消防局総務課

### 3 監査対象の概要

消防局総務課の課及び担当の配置は別図1のとおりで、所掌する事務は次のとおりである。

- (1) 人事、給与、服務及び例規に関すること。
- (2) 総合計画及び企画に関すること。
- (3) 予算及び経理に関すること。
- (4) 消防用財産の管理に関すること。
- (5) 職員の研修に関すること。
- (6) 他の課に属しないこと。

また、令和6年度一般会計歳入歳出予算執行状況（令和7年3月末日現在）は、別表1のとおりであった。

#### 4 監査の着眼点

予算の執行と経理事務、公有財産の管理事務及び物品の管理事務を重点とし、財務に関する事務が法令等に準拠して、適正かつ効率的に執行されているかどうかを着眼点として実施した。

#### 5 監査の実施内容

##### (1) 監査の範囲

主として令和6年4月1日から令和7年3月末までに執行された財務に関する事務

##### (2) 監査の期日

令和7年7月25日

##### (3) 監査を執行した監査委員

播間 匡広、今城 雅子

##### (4) 監査の方法

全件又は抽出により関係書類の検査及び関係職員からの聴き取りを行い、必要に応じて実査した。

#### 6 監査の結果

監査の結果については、次のとおりである。また、改善又は検討を要する事項については、当該箇所に述べるとおりである。

なお、事務処理上細部にわたる留意すべき事項は、監査の時点で口頭により指摘したので、本報告には省略した。

##### (1) 予算の執行と経理事務

ア 資金前渡に関する事務については、適正に処理されていた。

イ 旅行に関する事務については、次の不適切な事務があった。

(ア) 旅行命令簿に記入のないものがあったので、鳥取県西部広域行政管理組合一般職の職員等の旅費に関する条例（令和2年鳥取県西部広域行政管理組合条例第5号）の規定に基づき、今後、適正に処理すること。

(イ) 出張復命書の提出がないものがあったので、鳥取県西部広域行政管理組合服務規程（平成29年鳥取県西部広域行政管理組合訓令第1号）の規定に基づき、今後、適正に処理すること。

(ウ) 概算払いの旅費の精算額を誤っているものがあったので、鳥取県西部広域行政管理組合一般職の職員等の旅費に関する条例の規定に基づき、今後、適正に処理すること。

ウ 収入に関する事務については、次のとおりであった。

(ア) 使用料及び手数料においては、調定日及び納入期限日を誤っているものがあったので、鳥取県西部広域行政管理組合会計規則（令和3年鳥取県西部広域行政管理組合規則第7号）の規定に基づき、今後、適正に処理すること。

(イ) 県支出金においては、実績報告等において、事務局総務課長（入札財政担当）に協議していないものがあったので、鳥取県西部広域行政管理組合財務規則（平成8年鳥取県西部広域行政管理組合規則第3号）の規定に基づき、今後、適正に処理すること。

(ウ) 諸収入においては、納入期限日を誤っているものがあったので、鳥取県西部広域行政管理組合会計規則の規定に基づき、今後、適正に処理すること。

(エ) 組合債においては、適正に処理されていた。

エ 紙料、職員手当等、共済費に関する支出事務については、適正に処理されていた。

オ 報償費に関する支出事務については、適正に処理されていた。

カ 需用費に関する支出事務については、適正に処理されていた。

キ 役務費に関する支出事務については、次の不適切な事務があった。

(ア) 契約書等に定められた毎月の委託業務の処理状況について、報告が遅延しているものがあったので、契約書の規定に基づき、今後、適正に処理すること。

(イ) 立替払いをしているものがあったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）の規定に基づき、今後、適正に処理すること。

ク 委託料に関する支出事務については、業務完了報告書において、文書管理システムに登録されていないものがあったので、鳥取県西部広域行政管理組合文書取扱規程（平成30年鳥取県西部広域行政管理組合訓令第1号）の規定に基づき、今後、適正に処理すること。

ケ 使用料及び賃借料に関する支出事務については、適正に処理されていた。

コ 工事請負費に関する支出事務については、適正に処理されていた。

サ 原材料費に関する支出事務については、適正に処理されていた。

シ 備品購入費に関する支出事務については、適正に処理されていた。

ス 負担金補助及び交付金に関する支出事務については、適正に処理されていた。

セ 時間外勤務等に関する事務については、次の不適切な事務があった。

- (ア) 時間外勤務手当の支給額を誤っているものがあったので、今後、適正に処理すること。なお、当該時間外勤務手当は、精算済みである。
- (イ) 年次有給休暇等の願出において、正当決裁権者の決裁を受けていないものがあったので、鳥取県西部広域行政管理組合事務専決及び代決規程（昭和51年鳥取県西部広域行政管理組合訓令第1号）の規定に基づき、今後、適正に処理すること。

### (2) 公有財産の管理事務

ア 公有財産台帳の整備に関する事務については、適正に処理されていた。

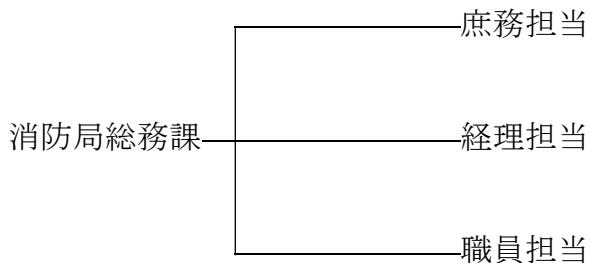
イ 行政財産使用許可については、事務局長（事務局総務課入札財政担当）に協議していないものがあったので、鳥取県西部広域行政管理組合財務規則の規定に基づき、今後、適正に処理すること。

### (3) 物品の管理事務

ア 備品の管理に関する事務については、備品台帳を基に、抽出により現品と照合した結果、数量の符合しないものがあったので、鳥取県西部広域行政管理組合物品管理規則（令和3年鳥取県西部広域行政管理組合規則第8号）の規定に基づき、今後、適正に処理すること。

イ 郵便切手類の管理に関する事務については、郵便切手類出納（受払）簿を基に現品と照合した結果、数量は符合したが、郵便切手類出納（受払）簿が品目ごとに整理されておらず、また、郵便切手類の出納及び管理について課長が確認をしていなかったので、鳥取県西部広域行政管理組合物品管理規則に基づき、今後、適正に処理すること。

別 図 1 組織図



別 表 1

令和6年度一般会計歳入歳出予算執行状況（令和7年3月末現在）

歳 入

(単位：円、パーセント)

費  目	A 予算現額	B 調定額	C 収入済額	B-C 収入未済額	C/A	C/B
消防使用料	969,000	1,138,565	1,040,615	97,950	107.4	91.4
消防手数料	4,786,000	4,025,600	4,025,600	0	84.1	100.0
消防費県補助金	7,969,000	7,969,250	5,126,000	2,843,250	64.3	64.3
雜 入	1,577,000	1,715,831	1,425,887	289,944	90.4	83.1
消 防 債	131,800,000	124,200,000	6,900,000	117,300,000	5.2	5.6
合 計	147,101,000	139,049,246	18,518,102	120,531,144	12.6	13.3

歳 出

(単位：円、パーセント)

費  目	A 予算現額	B 支出負担行為額	C 支出済額	A-C 予算残額	C/A	C/B
常備消防費	2,410,028,000	2,389,687,678	2,207,675,530	202,352,470	91.6	92.4
消防施設費	152,366,000	143,520,260	60,390,000	91,976,000	39.6	42.1
合 計	2,562,394,000	2,533,207,938	2,268,065,530	294,328,470	88.5	89.5